

# 駒ヶ根市公の施設の指定管理者制度の導入方針

平成17年3月

## 第1 指定管理者制度の創設

### 1 地方自治法の改正

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が平成15年6月6日に成立し、6月13日に公布され、9月2日に施行された。

改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定では、公の施設の管理について、必要に応じて公共の団体や市の出資法人等に管理を委託することができる（管理委託制度）こととされ、公の施設の適正な管理を確保する目的で管理受託者の公共性に着目をしながら一定の受託主体の制限を行ってきた。改正後の地方自治法では、官から民への構造改革の下、簡素で効率的な地方公共団体を実現するために、施設の適正な管理を確保するための仕組みを整備したうえで、従来は限定されていた管理受託主体の制限を完全に撤廃するとともに施設の使用許可など一部の行政処分権限も指定管理者に代行させることができる制度が創設され、公の施設の管理について、その基本的な考え方を大きく転換した。

この制度を適切に導入することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに経費の縮減などにも効果を発揮するものと期待されている。

### 2 制度の概要

#### (1) 指定管理者制度と管理委託制度の相違

施設の管理者になることができる資格並びに管理者の管理権限及び責任についての相違点は下表のとおりである。

	(新制度) 指定管理者制度	(旧制度) 管理委託制度
管理者資格	何らの制約を設けず（団体であればよい）、具体的な指定管理者を議会の議決を経て指定する。	公共団体、公共的団体、一定の出資法人に限定され、具体的な管理受託者を条例で規定する。
管理者の権限・責任	設置者は、管理権限を指定管理者に委任する。（代行させる。） 設置者は、管理権限の行使を行わず必要に応じて指示等を行い、指定管理者が指示に従わないなどの場合には指定の取消し等を行う。	契約に基づき、具体的な管理又は業務を執行する。 管理権限及び責任は、設置者が引き続き有するものであり、施設の使用許可権限は委託できない。

#### (2) 施行日

平成15年9月2日。なお、施行日時時点で既に管理委託を実施している既存の公の施設については、施行日から起算して3年を経過する日（平成18年9月1日）までの間は、従来の管理委託制度を引き続き継続することができる。

#### (3) 指定管理者が行うことができる業務

下記の例により、条例に業務の範囲を規定することにより行わせることができる。

ア 施設の維持管理運営

イ 施設の使用の許可（行政財産の目的外使用許可はできない。）

ウ 施設の使用料を指定管理者自らの収入として収受すること。（利用料金制）

エ 条例に規定された枠組みの範囲内で、承認を得て、自ら料金を設定すること。(承認料金制)

(4) 基本的条件の設定

指定管理者に施設を管理させる場合は、地方公共団体は、設置者の責任により管理の基準や指定管理者に代行させる業務の範囲を条例で定めなければならない。

ア 管理の基準

住民が公の施設を利用するにあたっての休館日、開館時間、使用制限の要件、個人情報の取扱いなど、基本的事項を条例で定める。細目にわたる事項については、規則等で定める。

イ 業務の範囲

施設の維持管理等の範囲を、施設の設置目的や態様等に応じて具体的に設定する。

(5) 指定管理者の指定

指定の意義及び手続については、次のとおり。

ア 指定について

(ア) 指定管理者の指定は行政処分的一种であり契約ではない。したがって、地方自治法の契約に関する規定が適用されないため、同法に規定する入札の対象にはならず、また、請負にも当たらない。地方公共団体と指定管理者との関係は、取引関係(指定管理者のサービスを地方公共団体が買い上げる)ではなく、権限を委任し代行させるものである。1施設に複数の指定管理者の指定はできない。

(イ) 指定管理者の要件としては、「法人その他の団体」であればよく、法人格の有無は問わない。個人は指定できない。

イ 選定の手続き

(ア) 申請の方法や選定基準等は、条例その他で定める。

(イ) 申請に当たっては、別に定めた書類を提出させ、選定基準に照らし、当該公の施設の設置の目的を最も効果的に達成できると認める団体を選定する。

ウ 指定に当たっての議会の議決

指定管理者の指定に当たっては、議会の議決を要する。議決すべき事項は次の3点である。

(ア) 公の施設の名称

(イ) 指定管理者となる団体の名称

(ウ) 指定の期間

エ 協定の締結

管理権限は指定によって生じるものであり、契約の締結は不要である。ただし、管理業務実施にあたっての詳細な事項については、両者の協議によって定め、協定を締結することで明確にする。

(6) 指定管理者に対する監督

地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対し、業務又は経理の状況の報告を求め、必要な実地調査を行い、必要な指示をすることができる。指示に従わない場合やその他管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

ア 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理の業務に関する事業報告書を提出しなければならない。記載事項は、次のようなものであり、地方公共団体が定める。

(ア) 管理業務の実施状況

(イ) 利用状況(利用者数、使用拒否の件数・理由等)

(ウ) 利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況

(エ) その他必要な事項

イ 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て等

(ア) 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、地方公共団体の長へ審査請求する。

(イ) 施設の設置又は管理において利用者に損害が生じた場合や、管理業務の執行にあたっての指定管理者の行為が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負う。

## 第2 駒ヶ根市の指定管理者制度導入への対応について

### 1 公の施設の管理の方向性

(1) 行政改革大綱及び改革と創造へのまちづくりプランにおける考え方

ア 駒ヶ根市第3次行政改革大綱では、平成15年度計画において、次のように定めている。

#### ○民間委託等

事業の性格、社会的背景を踏まえ、市の責任を保持しつつ、信頼性、安定性、安全性、サービス水準、費用対効果などを勘案して委託事業を検討するとともに、民間やNPOの持つ専門性や効率性、迅速性が発揮でき、また効果的なサービスの提供が可能な事業について、民間委託を検討する。

⇒ 公共施設等については、公共的団体等への委託を検討するとともに、地方自治法の改正により委託先の範囲が拡大されていることを踏まえ、委託事業について検討する。

#### ○公の施設の抜本的な見直し

公の施設については、その設置目的、利用状況を踏まえ、効率的な管理運営について検討するとともに、有効活用、利便性の向上、施設稼働率の改善を図る。

また、地域での利用率の高い施設にあっては、地元との役割分担の視点を踏まえ、「施設の必要性」、「施設の利用状況」、「利用者負担割合」等を総合的に勘案し、民間活用、地元移管の方策等を検討するとともに、利用状況によっては施設の休廃止も含めた施設のあり方について見直しを行う。

イ 駒ヶ根市改革と創造へのまちづくりプラン（素案）における「公共施設等の維持管理手法の見直し」においては、「市民協働による管理運営手法を積極的に取り入れ、指定管理者制度の導入により積極的に民間の能力を活用します。」とし、市民会議で検討されたいくつかの主要施設に関しての意見・提言を踏まえ、「指定管理者制度の活用」における「改革の方向と具体的対策」では次のとおり位置付けている。

公の施設の管理については、従来の管理委託制度に替わり指定管理者制度が導入されたことにより、民間事業者の参入が可能となった。指定管理者制度を導入することにより市民サービスの向上、地域経済の活性化、財政負担の軽減等の効果が期待できる半面、これまで管理委託を行っていた団体の雇用問題、指定管理者の選定手続における評価基準設定の問題等も内在しているが、現在直営の施設も含めて公の施設については、施設所管課において指定管理者制度の導入の可否等について検討を行い、指定管理者制度導入施設については、平成18年4月には指定管理者制度へ移行できる体制を整えていくこととする。

(2) 管理の実態

本市の公の施設には、道路、公園、学校、文化施設、スポーツ施設、老人福祉施設、観光施設、地域集会施設など様々な施設がある。その管理については、直営での管理以外に外郭団体や、その

他公共的団体、区などの多くの団体に管理を委託しており、さらには一部の施設においては利用料金制も組み入れ、市民サービスの向上と効率的な管理運営に努めているところである。

## 2 制度の導入についての基本的な考え方

公の施設の管理については、これまでも管理委託制度を活用し、公共的団体等に管理を委託することで施設の機能を十分活かし、公平で効果的・効率的な管理を行ってきたところである。

今回の指定管理者制度は、これまでの管理委託制度と比較すると民間事業者等の能力が発揮されることで施設機能のさらなる向上が期待できること、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より管理実態に合わせた管理運営が可能になること、さらには、より効率的な運営が図られることで経費の縮減が可能となることなど、施設の利用者、設置者双方にとっても、市民サービスの向上をはじめとする合理的管理が望めるなどのメリットが見込まれるところである。

よって、制度の趣旨を踏まえ、直営による管理以外の全ての施設について指定管理者制度を導入するものとする。

### (1) 指定管理者制度検討会議の設置

指定管理者制度への移行に関する基本方針、指定手続に関する事項その他制度の全体調整に関する事項を検討するため、駒ヶ根市公の施設の指定管理者制度検討会議を設置する。

### (2) 導入対象施設

下記に該当する施設以外の全ての公の施設を対象とする。ただし、現在アに該当する施設であっても、引き続き制度の導入を検討していくものとする。

ア 現在直営で管理をしている施設であって、今後も引き続き直営が適当であると判断する施設  
イ 個別法でその管理者を限定している施設

### (3) 条例の制定及び改正

地方自治法の規定に基づき、条例で規定することとされている事項については、下記により条例の制定又は改正を行い、例規上の整備を図るものとする。

ア 全ての公の施設に共通する指定手続等 駒ヶ根市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）及び同条例施行規則（平成16年3月制定済み。）

イ 各施設固有の事項 当該公の施設の設置条例（以下「個別条例」という。）及び同条例施行規則（今後一部改正をし、規定する。）

### (4) 指定期間

指定管理者として指定する期間は、原則3～5年とし、施設の実態・性質等に応じ設定する。ただし、特別の理由がある場合は、相当期間とする。

施設の管理が適切かつ効率的に行われているかをチェックし見直す機会を設けるため、合理的な理由のない長期間の指定は不適切である一方、施設の規模・性質等により短期間の指定では安定的な管理に支障が生じる場合には相当期間を設定するなど柔軟に対応するものとする。なお、指定期間が終了した後、規定の手続を経て、それまでの指定管理者を再度指定することは妨げないものである。

### (5) 予算措置

指定管理者が施設の管理に要する費用（「指定管理料」という。）については、単年度ごとに確定させることとし、その支出科目は委託料とする。

なお、指定管理料の確定方法（利用料金制を採用している場合であって、指定管理者が収受した利用料金の一部を市に納付させる場合の措置を含む。）については、施設ごと別に定める。

### (6) 施設の使用の許可

法令に定めのある場合を除き、制度の趣旨を踏まえ、指定管理者に施設の使用許可を行わせるこ

とにより公の施設の効果的・効率的な管理が図られる施設については、原則として指定管理者に使用の許可を行わせるものとする。

#### (7) 利用料金制及び承認料金制

既に利用料金制を採用している施設にあつては、指定管理者制度を導入した後も引き続き利用料金制を採用することを原則とする。

その他の施設についても、利用料金制を合わせて導入することにより指定管理者制度がより効果的に活かされ、効率的な管理及び市民サービスの向上が図られると認める場合は、原則として利用料金制を採用するものとする。

### 3 制度の導入手続

#### (1) 公募の原則

制度を導入する全ての公の施設について、指定管理者を選考するに際し、公募を原則とする。ただし、現在の管理受託団体その他の特定団体が当該公の施設を管理することが、施設の設置の目的を最も効果的に達成できると認められる場合であつて、これまでの施設管理の経過、実績、当該管理受託団体設立の趣旨、又は施設の性質、地域性等を考慮して、公募になじまない又は公募をしないことに相当の理由がある場合に限り、公募を行わず、当該団体を指定管理者予定候補者に指名することができるものとする。なお、公募を行わない場合であっても、公募に係る手続以外の指定手続は、指定手続条例その他の規定に基づき行わなければならない。

#### (2) 指定管理者の募集

##### ア 条例で規定する項目及び規定する条例

- (ア) 指定の手続 指定手続条例
- (イ) 管理の基準 個別条例
- (ウ) 業務の範囲 個別条例
- (エ) その他必要な事項 個別条例

##### イ 募集の方法

###### (ア) 基本的な考え方

指定管理者の募集に当たっては、原則として、あらかじめ指定管理者となることができる団体の要件を制限しないこととする。ただし、関係法令や施設の性質等により、要件・資格を限定すべき理由がある場合にはこの限りではない。

###### (イ) 募集の方法

指定管理者の募集は、原則として公募によるものとし、公示、市報、市ホームページ等を活用することにより広く応募者を募集するものとする。

###### (ウ) 公募の内容

市は、条例及び規則等に定めた管理の基準等を基に、実務上必要となる細目についてあらかじめ検討するとともに、過去の施設の管理経費及び使用料収入額等の収支状況資料を作成し、公募に際し周知すべき事項についてまとめた募集要項を整備し、あわせて必要に応じ管理仕様書を作成して、これらを明示するものとする。

###### (エ) 申請書類

条例及び規則で定めた書類のほか、個々の施設の性質、状況、その他特殊事情等を踏まえ、当該施設の指定管理者を選定するために必要な書類の提出を求めるものとする。

###### (オ) 公募期間

公募の期間は原則1か月とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

###### (カ) 募集事務の担当

募集の事務は、当該施設を所管する課が実施するものとし、同種同類の施設を複数の課が所管している場合や、複合施設である1施設を複数の課が所管している場合等は、関係する課相互で調整を図るものとする。

### (3) 指定管理者の選定

#### ア 指定管理者予定候補者の選定

##### (ア) 選定手続の対象施設

公募するしないに関らず、指定管理者制度を導入する全ての施設について選定を行う。

##### (イ) 選定組織

指定管理者予定候補者の選定は、指定管理者選定委員会が行う。委員会の組織は、助役を委員長とし、収入役を副委員長とし、部長を委員とする。委員会に部会を置く。部会は、各部に所属する課が所管する施設に関する指定管理者の第1次選定について担当することとし、各部長を部会長とする。その他、委員会の設置、組織及び所掌事務については別に定める。

なお、指定管理者制度の適用に関して、制度導入移行期である平成17年度においては駒ヶ根市改革と創造へのまちづくり推進市民会議に意見を聴くものとし、平成18年度以降は市民の組織による検討会議の設置を検討するものとする。

(※地方自治法の改正に伴い、平成19年4月から、副市長を委員長とし、総務部長を副委員長とする。)

##### (ウ) 選定方法

###### a 第1次審査

部会において、指定管理者予定候補者を選定する。部会は、必要に応じて応募団体の出席を求めヒアリングを実施し、又は専門知識を有する者等の出席を求め意見を聴き、それらを参考にして選定を行うことができるものとする。

###### b 第2次審査

全ての第1次選定の結果を指定管理者選定委員会に諮り、選定の経過及び内容を審査する。

###### c 指定管理者予定候補者の決定

市長は、指定管理者選定委員会の選定結果により、最終的な指定管理者予定候補者を決定するものとする。

##### (エ) 選定基準

当該公の施設の設置目的や性質等を考慮し、条例等に規定するものとする。

#### イ 指定議案の作成

指定議案は、当該公の施設の設置に係る個別条例ごとに1議案（1条例中に複数の施設がある場合には、それらを一括表記して1議案）とし、議決事項は、次のとおりとする。

(※平成17年12月議会時における内部検討により、同議会提案分を一括して1議案とする。)

##### (ア) 公の施設の名称

##### (イ) 指定管理者となる団体の所在及び名称

##### (ウ) 指定の期間

#### ウ 選定の通知

議決され、指定管理者の指定を行うに当たっては、速やかにその結果を応募のあった全ての団体に通知するものとする。

#### エ 協定の締結

管理権限は指定によって生じるものであり、契約の締結は不要である。ただし、管理業務実施にあたっての詳細な事項については、両者の協議によって定め、協定を締結することで明確にするものとし、次のものを締結する。

なお、指定管理者の業務は、議決された指定期間の初日から開始されるため、指定期間の初日前に当該施設の管理に係る準備行為等を行わせる場合は、別途契約を締結することが必要である。

(ア) 基本協定

事業報告書の内容及び提出期限、物品の帰属、減免の取り扱い、リスク管理・責任分担（小修繕、業務の一部の専門業者委託などの費用負担等）、事務引継、事業の継続が困難になった場合の措置、指定の取消し、個人情報の保護措置など、指定期間の全期間にわたる管理業務実施にあたっての基本的事項について協議によって定め、協定を締結する。

(イ) 年度協定

指定管理経費の額及び支払方法、その他、指定期間中の各年度における詳細事項について協議によって定め、各年度ごとに協定を締結する。

(4) 指定管理者の監督

ア 事業報告書の提出

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させなければならない。

イ 事業計画書の提出

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の事業計画については、市の予算編成までに指定管理者と協議のうえ提出させなければならない。ただし、施設の性質・管理内容等により、事業計画書の提出が必要でないと思われる場合は、この限りでない。

ウ 事業の評価

指定管理者制度導入による効果を検証するため、毎年度、事業の評価を行うものとする。

エ 指定管理者の指導

指定管理者制度導入の効果の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対し適切な指示等を行うものとする。

オ 施設利用者の意見の反映

施設利用者の利便性の向上の観点から、必要に応じ利用者の意見を聴取し、指定管理者の管理業務に反映できるよう努めるものとする。

4 検討組織

指定管理者制度導入に関する調整は、総務部庶務課が行う。

個々の公の施設における制度導入については、当該施設を所管する部課が実施する。なお、同種同類の施設を複数の課が所管している場合や、複合施設である1施設を複数の課が所管している場合等は、関係する部課相互間で調整を図るものとする。

5 導入時期

新規施設であって直営管理によらない施設の場合は、新規設置のときに指定管理者制度を導入しなければならない。

地方自治法の一部改正法附則の経過措置の適用を受ける既存施設については、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入することを原則とする。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、経過措置期限である平成18年9月2日以前のできる限り早い時期に導入しなければならない。

6 情報公開

指定管理者の指定に関する公文書の情報公開は、駒ヶ根市情報公開条例及び駒ヶ根市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱うものとする。なお、透明性・公平性を確保し、制度の適正な導入に資するため、でき得る限り情報を公開するよう努めるものとする。